

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

県内市町村では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。



お問合せ先：県内の各生活困窮者自立相談支援機関

*各町村は、岐阜県社会福祉協議会へ ※各市はそれぞれの自立相談支援機関へ

<相談日時：月～金曜日 8：30～17：15（祝日、年末年始除く）

- 岐阜支所(笠松町 岐南町 北方町) TEL:0800-200-2536
- 西濃支所(養老町 垂井町 関ヶ原町 輪之内町 神戸町 安八町) TEL:0800-200-2532
- 揖斐支所(揖斐川町 大野町 池田町) TEL:0800-200-2537
- 中濃・飛騨支所(坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 白川町 御嵩町 八百津町 東白川村

白川村) TEL:0800-200-2538

※電話はすべて無料通話

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職に向けた活動をするなどを条件に一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った家賃が払えない...



住居確保給付金の支給により、安定した生活を送ることができます

主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄															
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>															
収入基準額を超える収入を得ていませんか？ ※県内町村区域の場合 単位：円	<input type="checkbox"/>															
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>107,000</td><td>150,000</td><td>177,700</td><td>212,700</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>29,000</td><td>35,000</td><td>37,700</td><td>37,700</td></tr></tbody></table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	収入基準額（月額）	107,000	150,000	177,700	212,700	支給家賃額（上限額）	29,000	35,000	37,700	37,700	
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯												
収入基準額（月額）	107,000	150,000	177,700	212,700												
支給家賃額（上限額）	29,000	35,000	37,700	37,700												
資産は一定額以内ですか？ ※県内町村区域の場合 単位：円	<input type="checkbox"/>															
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>預貯金額</td><td>468,000</td><td>690,000</td><td>840,000</td><td>1,000,000</td></tr></tbody></table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	預貯金額	468,000	690,000	840,000	1,000,000						
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯												
預貯金額	468,000	690,000	840,000	1,000,000												
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>															

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の自立相談支援機関に相談してください。

- ・最長9カ月受給可能です。ただし、令和2年度中に新規申請した方は、最長12カ月受給可能です。(その他支給要件あり)
- ・住居確保給付金の受給期間が終了した方について、令和3年2月1日から令和5年3月末までの間に申請をすることで、3カ月間に限り再支給が可能です。(その他支給要件あり)